（様式別２）

**富田小学校改修実施設計業務委託設計共同体協定書**

　（目的）

第１条　当設計共同体は、次に掲げる業務を共同連帯して行うことを目的とする。

(1) 大野市発注に係る富田小学校改修実施設計業務

(2) 前号に付帯する業務

　（名称）

第２条　当設計共同体は、***代表者・構成員***富田小学校改修実施設計業務委託設計共同体（以下「共同体」という。)と称する。

　（事業所の所在地）

第３条　当共同体は、事務所を　***代表者の所在地***に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当共同体は、令和６年○○月○○日に成立し、富田小学校改修実施設計業務委託（以下「設計業務」という。）の委託契約の履行後１２ヶ月経過するまでの間は、解散することができない。

２　設計業務を請け負うことができなかったときは、当共同体は、前項の規定に関わらず、当該設計業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当共同体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　　***代表者の住所***○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　***代表者の商号又は名称***　○○設計株式会社

　　　　　　***構成員の住所***○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　***構成員の商号又は名称***　○○設計事務所

　　　　　　***構成員の住所***○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　***構成員の商号又は名称***　○○設計事務所

　（代表者の名称）

第６条　当共同体は、***代表者の商号又は名称***を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当共同体の代表者は、設計業務の履行に関し、当共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義を持って業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

２　構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２章及び第３章に規定する著作権の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、当共同体の解散後、当共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である企業に対し委任するものとする。

　（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、業務内容について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　　***代表者の商号又は名称***　○○設計株式会社　　　○○％

　　　　　　***構成員の商号又は名称***　○○設計事務所　　　　○○％

　　　　　　***構成員の商号又は名称***　○○設計事務所　　　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を考慮し構成員が協議して定めた額を持って前項の割合に参入する。

　（運営委員会）

第９条　当共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当共同体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、設計業務の履行に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関して連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第１１条　当共同体の取引金融機関は、***金融機関の名称***とし、共同体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取り引きするものとする。

　（決算）

第１２条　当共同体は、設計業務完了後、設計業務について決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果、利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第８条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　（構成員の相互間の責任分担）

第１５条　構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

２　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

３　前２項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

４　前３項の規定は、いかなる意味においても第１０条に規定する構成員の責任を免れるものではない。

　（権利義務の譲渡の制限）

第１６条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

　（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１７条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、第４条に規定する共同体の解散まで脱退することができない。

２　構成員のうち、前項の規定により第４条に規定する日までに脱退した者（以下「元構成員」という。）がある場合においては、残存構成員が設計業務を履行する。

３　第１項の規定により構成員のうち元構成員があるときは、元構成員が脱退前に出資していた分を、残存構成員が引き継ぐものとする。

４　元構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、元構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、元構成員に利益金の配当は行わない。

　（構成員の除名）

第１８条　当共同体は、構成員のうちいずれかが、設計業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（構成員の破産又は解散に対する処置）

第１９条　構成員のうちいずれかが設計業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、発注者の承認を得て、新たな構成員を当共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連体して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

２　前項の場合においては、第１７条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（代表者の変更）

第２０条　前２条の規定に基づき代表者が不在となった場合において、発注者の承認を得て、新たな構成員を共同体に加入させ、代表者とすることができるものとする。

　（解散後のかし担保責任）

第２１条　当共同体が解散した後においても、設計業務につきかしがあったときは、各構成員が共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めない事項）

第２２条　この協定書に定めない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　***代表者の商号又は名称***○○設計株式会社外〇社は、上記のとおり共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書を作成し各構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

　　　　令和６年○○月○○日

　　　　　　　　　　　　***代表者の住所***○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　　　***代表者の商号又は名称***○○設計株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○○○○○○　　㊞

　　　　　　　　　　　　***構成員の住所***○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　　　***構成員の商号又は名称***○○設計事務所

　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○○○○○○　　㊞

　　　　　　　　　　　　***構成員の住所***○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　　　***構成員の商号又は名称***○○設計事務所

　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　○○○○○○○　　㊞